

## 問題の所在と分析の視角

大 屋 祐 雪 (九州大学)

坂 元 慶 行 (統計数理研究所)

(1)

われわれは『統計環境の実態』（以下では第一報告書とよぶ）のなかで本調査の視角にふれ、次のようにのべている。

「統計ならびに統計調査にたいする国民の感情、意識ならびに理解、ないしは心象ともいうべきものを、いま仮りに統計的精神とよぶとすれば、統計環境の悪化は、まさしくこの統計的精神が育つ、ないしは育てられる基礎的条件に悪化が生じているということであろう。とすれば、統計的精神はこんにち国民の間にどのように根付いているか、そしてそれはどのように変化しつつあるか、その実情把握がこの問題の究明のために、なによりも重要である」（2頁）。

われわれが統計学の用語としては、まだあまり成熟していない「統計的精神」という言葉に関心をもったのは、ライス・レポートの次の一文からである。The American Government and people are probably more "statistically minded" than any others in the World.

しかし、ライス・レポートでいう統計的精神は、statistical thinking に支えられた statistical mentality、ないしは統計利用にさいしての statistical mindedness のことであるから、われわれは、「統計的精神」という用語だけをそこから借り、それにわれわれなりの意味づけをあたえようとしていることになる。

ところで、統計的精神という用語は、それにどのような内容をもたせるにしても、この言葉のもつ修辭学的な意味からして、それが統計調査環境の議論にとっては不可欠な言葉であることは、おそらく衆目の一致するところであろう。

そこで、われわれも、それについてはいまここでにわかにかに定義することをせず、語感をたよりに実体をつめながら、この問題の調査研究をすすめたいと思う。

統計環境あるいは統計調査環境という用語もまた成熟度の低い概念であるように思われる。環境という言葉は実体のない漠とした感じをわれわれにあたえる。それはこの言葉が人間をとりまき、それと相互作用を及ぼし合う社会ないしは外界と人間とのかかわり合いを内包す

る概念として用いられるためであろう。しかしそのことは環境問題の本質が人間とのかかわりにあることを示唆している。

統計環境、あるいは調査環境という言葉が統計界でいつごろから市民権をもつようになったかは、いますぐ、つまびらかにすることはできないが、それらの用語が経済の高度成長がもたらした自然環境の破壊、生活環境の悪化等々とその語源を同じくするものであることは、想像にかたくない。事実、統計調査環境の悪化云々が、関係者の口の端にのぼるようになったのは高度成長期以後のことである。

そのような歴史的背景をふまえると、これまでわれわれが漠然と論じてきた統計調査環境云々には、ある種の錯倒があったことに気付く。

それは、公害論議に典型的にあらわれているように、環境問題は本来、住民サイドからの問題提起によるもので、かれらの生活や権利がおかされることに対する抵抗が環境論の根底をなしている。事実、加害者はそのときどきの事業推進者であり、住民はたいていの場合その被害者であった。したがって「環境悪化」は住民の声であり、その主張はまさしく被害者の論理であった。統計調査に關説するというならば、「プライバシー」や「企業の秘密」をおかすことなしには、実査が成り立たないという統計調査の基本性格が、被調査者（申告者、回答者）にとっては、そもそも「公害」要因である。すなわち、統計調査は被調査者にたいして、一方的に、不愉快な、時間潰しの、しかも直接には自分の利益にならない全くの不生産的な申告行為を強要することによって成り立つ一種独特の社会的行為である。しかも、その社会的行為は人間による人間の調査というかたちをとるので、両者を取りまく階級関係や利害関係、地縁や近隣関係等々が、被調査者にある種の不安感、ないしは被害にたいする防衛本能を刺戟せずにはおかない。いうならば、「はじめに統計公害ありき」である。

したがって、調査環境の悪化は調査過程を担う人的要素を通して発現する。ひとつには被調査者の意識と行動に、そして、ふたつには調査員問題として。

ところでいまや、統計環境問題は「統計環境整備事業」という言葉に象徴されるように、行政サイドの意識に移っている。そこでは本質が転倒して、「調査がやりにくくなった」「調査拒否が拡大しつつある」、「調査員になり手がなく」、「回収に時間がかかる」、「未記入や誤記が多くなった」等々が、調査環境の悪化と意識され、そのための対策が改善事業の発想につらなる。いうならば、いままでは迷惑をかけられても文句も言わずに協力していたのに、最近ではすぐに、いやな顔をしたり、拒否したりする。調査環境が悪化しているからだというのである。つきつめるとそれは意識されざる加害者の論理にはかならない。わたくしがさきに統計環境問題にはある種の「錯倒」があるといたり、いままた「本質が転倒して」と記したりしているのは、加害者が被害者意識で問題解決にあたるかぎり、事態の好

転にはつながらないことを示唆したためである。

とはいえ、本研究のような意識に関する実態調査では、行財政と同様に、転倒した局面を通してしかその実態にせまることができない。なぜならば、調査は現象次元でのアプローチであり、本質論は抽象的思考と不可分に結びついているからである。

われわれがさきの調査『統計環境に関する実態調査』で意を用いた点は、統計調査環境の悪化は、どういう質問項目で捉えることができるか、また、調査でえられた回答をどう表章すれば、結果表を通して悪化の徴標が読みとれるか、ということであった。換言すれば、それは、質問事項の考案と結果表の分類標識のためのフェイス・シートの問題、ならびに質問事項をどうクロスさせたら、単純集計ではえられなかったより豊富な情報がえられるかということである。

第二に経済の高度成長を支えるための技術革新と雇用構造の変化、その結果としての産業構造と地域社会の変容、さらにはマス・メディアの国民諸階層への浸透は、都会にあっては共同体意識の不毛化を生み、地方においては、地域共同体の崩壊を促進し、住民意識の都市型化に拍車をかけた。そのことは、まえに指摘した統計調査環境の基礎的条件をいっそう資本主義的性格のものにすることである。いま仮りに、いうところの統計調査環境の悪化は、社会（政治、経済、社会、文化など）の発展とそれに伴う住民意識の都市型化と不可分に結びついている、という仮説を立てるとすれば、その検証のためには、地域類型を考慮した実態調査が必要である。われわれは調査費、面接調査員の動員と管理等の具体的条件に照らして、今次調査におけるのぞましい地域類型の大枠を大都市、地方都市、農山村、離島とさだめた。なお、調査地点の選定とその地域特性については、第一報告書に述べられているので、ここでは重複をさげたい。

ところで、われわれが選択した質問が統計調査環境のいわゆる悪化を反映する事項であり、統計的精神は住民意識の都市型化に応じて変化する、というわれわれの仮定が、調査環境の実態によく照応した問題意識であるならば、地域類型を考慮した調査結果は、なんらかの形で悪化の徴標を示すはずである。

われわれは、質問事項の表章のために、フェイス・シートとして、性、年齢、学歴、続柄、居住年数、家屋形態、仕事の種類（職業）、就業の場所、支持政党をセットしたが、第一報告書では、そのうち、年齢、学歴、居住年数については、それらを集計の柱とした地点別の表章をおこない（質問項目ごとの地点・年齢別、地点・学歴別、地点・居住年数別表章）、その他のフェイス・シートについても集計を完了し、公表のための紙幅の提供をまっているところである。なお、第一報告書に、サンプル特性を知るための手がかりとして、フェイス・シートを分類標識とする単純集計表をかかげておいた。

また、この『所報』の巻末に、二つの質問事項をクロスさせた結果表をかかげている。ただし、このマス目の数値は集計時階層別法による統計数字で、標本数の関係からさきの地域類型を都市部と農村部に統合して、再集計したものである。

ところで、調査企画に際して、調査地点の数をへらし計画サンプル数の縮少をおしても、回収率の上昇を企むべきだとの意見もあった。この点の指摘は、調査環境の調査という事柄の性質上看過できない視点であろう。回収の困難な層の意識を探ることこそわれわれの本来の課題だからである。しかしながらわれわれがあえてこの方法をとらず、平均的な回収率に甘んじてまでも回収数の増加を企図し、いわば「普通人」の意識構造を研究することによって「有意な人」の心理にせまるような迂遠な方法をとったのは、つぎの点の顧慮からであった。すなわち、第1に、ごく一部の「有意」な調査拒否者の精神構造とそれ以外の大多数の人々の精神構造との間には越えがたい断層・懸隔があるであろうし、それは多少の回収率の上昇をもってしても解決できない問題であること、そして第2に、調査環境の悪化という事態の深刻さは、ごく一部の国民が調査の網から剥落していくという点にあるのではなく、調査拒否の心情がやがて圧倒的多数の国民の心のなかにしのび寄るのではないかという危機感にあり、従って、これら圧倒的多数の国民の心情を知ることこそ急務ではないかと考えたことの2点である。

第一報告書に掲げた下表は、われわれの問題意識の一半を具体的に示している。すなわち、

		町 田	福 岡	矢 部	知 覧	富 江
都 市 部	団 地	㉠300				
	一般の市街		㉡500 ㉢183			
農 村 部	農 村			㉣500	㉤300	
	離 島					㉥300

農村、離島は急速な労働力の流出に伴い産業構造、就業構造に大きな変容が起きているとはいえ、意識構造は地縁、血縁をはじめ、さまざまな地域共同体的な諸要素に規制されている。したがって全国にネットワークをもつマス・メディアの影響下にあっても、それはまだ、完全には崩壊せず、なお、それなりの存在形態をもっていると考えられる。

他方、大都市、ことに大団地では、地域共同体的な意識や感情が、まだ十分に育っていないか、育っている場合でも、農村部のそれとは違ったものであろう。あるいはそうでなくてもおそらくそこにはなんらかの差がみられるであろう。それらの意識が、統計環境の悪化と関係があるか、どうかの問題である。

i) ④+⑤+⑥と⑦+⑧+⑨の比較は、都市部と農村部の相異を、また、ii) ④と⑨の比較を通じて生活環境や意識面でおそらく対極をなすと予想される両地域における統計環境に関心を寄せることができる。⑦と⑧の比較もわれわれの問題意識にふさわしいものである。さらに、iii) ④と⑥、あるいは⑦と⑨の比較によって、都市部内、農村部内同志における異と同一を概観できよう。

フェイス・シートと問2から問8までの設問は、上記の問題意識の具体化のために設けたものである。ある部分は調査地点の地域特性の理解のために、またある部分は、質問項目とのクロス表章に用いられている。

(2)

統計調査環境を左右する基礎的条件には、生活環境からくる客観的なものとわれわれが統計的精神という用語であらわそうとしている主観的なものがある。前者には単身世帯、夫婦共稼世帯の増加による調査可能日時の不可避的な制約、出張、出稼等の長期不在、転居、さらには通勤の長時間化、残業、夜勤の増加等による時間的、肉体的制約がふくまれ、後者には統計にたいする国民の関心度、政府統計にたいする国民の理解、実査にたいする被調査者の反応、申告義務にたいする国民の心象等がふくまれよう。

基礎的条件のうち前者（客観的要因）の把握は、統計調査の副次的な結果ともいふべき調査不能の分析にたよる他はない。われわれは今回の調査でその点も考慮しておいた。

他方、被調査者の統計的精神を知るためには、そのことを調査目的とする個人面接調査が必要である。そのほか既存の統計調査にあらわれた分類不能のなかにも悪化の徴標を垣間見ることができる。ある項目については地域類型の差として、また、あるものについては時系列の傾向として。

ところで、われわれは今回の調査をつぎのように位置づけている。「これらの問題意識に応じる実態調査を、短期間に全国的規模で展開することは、数人にたいする研究補助金では、よくなしうることではない。そこでわれわれはこの調査研究が一つの踏み台となって、もっと本格的な調査がしかるべき機関で企画・実施されることを期待して」今回の調査設計におちついたものである。したがって、調査項目の決定にさいして議論したことを、ここで想起しておくことは、調査結果の利用にとって有意義であるばかりでなく、つづく新しい調査企

画の立案にとっても、寄与するところ少くないと自負している。

今次調査で統計と統計調査に直接関説した質問項目は、問9から問25までである。なお問26で調査員に各サンプルの協力度を記入させているので、この項目までふくめると17問からなる。

問9の「統計」という言葉のイメージを問う設問は、統計とは似て非なる「1.計算、数学」および「5.何もうかばない」、「7.D. K.」をねらったものである。回答肢「1」は学校における文部省的統計教育の徴標で、年齢別と学歴別に特定傾向があらわれることを期待しての設問である。回答肢「5」は社会的出来ごとに対する無自覚層の意識形態で地域、年齢、学歴に関係があり、「7.D. K.」は調査にたいする無関心、または理解力の低さ、ないしは消極的な非協力の徴標である。しかし、そこにみられる徴標がいずれの事由によるものであるかは、この設問だけからは推測できない。以下の設問にたいする「D. K.」の解釈も上述と大差ないものとみてよかろう。概していえば、どの項目についても高年齢、低学歴層でその構成比が高い。

問10では「統計がなくても政治はやってゆける」に注目したい。それがどの層で特徴的かが問題であろう。

「あなたのお宅では国勢調査を受けたことがありますか」の設問11では、「2.ない」と「3.受けたかどうか分らない」に関心がよせられる。

問12は「国の重要な統計調査でもことわってよいか」を問うたもので、われわれの意識のなかに指定統計調査や申告義務のことがあったことは言うまでもない。回答肢「3.必ず答えねばならない」については、それが「国勢調査のような国の重要な」という形容句を付して回答を誘導した比率であることに留意しておく必要がある。この比率が低いことは、社会教育の一環としての統計教育の問題でもある。国勢調査はわが国のもっとも代表的な重要統計調査で、指定統計調査の第1号である。1947年以来こんにちまで7回の施行をかぞえている。したがって政府統計、指定統計、申告義務等にたいする国民の関心の深さや認知度は、この調査を素材に質すべきであると考えた。しかし認知度がストレートに解るような質問は、ときには被調査者の心証を悪くすることにもなりかねないし、他の質問項目に及ぼす影響も配慮して、問11、問12の質問形式を採ることにした。

被調査者側にあらわれる調査環境悪化の具体的なすがたは、調査拒否、非協力、無関心、虚偽の回答などである。しかしそれを直接、本人自身に問うかたちの質問形式では、本音と建て前の使いわけから、かえって真の回答がえがたいように思われるので、第三者の行為についてその理由を憶測させ、そこにあらわれる傾向を通して、被調査者の心底にひそむ「ことわる理由」をつかもうというのが問13である。したがって、設問は、「調査をことわる人

がふえた理由」として、現段階で考えられる a)「個人の秘密を知られたくないから」、b)「調査の結果が悪用されるおそれがあるから」、c)「調査に協力しても直接自分の利益にならないから」、d)「めんどくさいから」、および e)「個人の権利意識が強まったから」の5項目をあげ、そのひとつひとつについて、「1.大きな理由になっている。2.少しは理由になっている。3.あまり理由になっていない。4.全然理由になっていない。5.その他。6.D. K.」を問う形式にした。したがって、結果をどう読むかについては理解の相異もありうると思う。

同じ質問様式で統計調査における回答の真実性に「メド」をつけようという設問が問17である。ここではよくある質問項目のうち、「つぎのような項目について聞かれたとしたら、ふつうの人はどうしていると思いますか」を「1.ありのまま答える人が多いだろう。2.少しはウソがあるかもしれない。3.答えないだろう。4.その他記入。5.D. K.」の選択肢で、回答者の憶測を求めている。ここでも、本人に直接、回答の真実性をきけない点、隔靴搔痒の感があるが、それでも調査結果を通してなんらかの特徴と傾向は確認できると思う。回答の真実性が年々低下することも、統計環境悪化の徴標であるが、今回は時系列比較ができないので、地域類型のなかにそれを見るより他はない。

ところで、同じく調査といっても、調査主体がちがえばそれにたいする被調査者の対応がことなることは想像にかたくない。問16では新聞社の世論調査と国の統計調査を対比させて設問を試みている。同一の質問内容にみられる両者の差、およびその地域差、年齢差、学歴差にも注目したい。

問18は政府の統計調査について国民がそれをどう理解しているかを問うた設問のひとつである。われわれが関心をもつのは「政府がいろいろ調査をして統計をつくるのは」、「1.政府の都合だけを考えてのこと」、「2.国民の生活向上のことも考えて」の回答肢のうち1.の比率である。

問19、a)、b)は、調査結果の政治への影響を、国民がどうみているかを問うたもので、これには統計にたいする期待感と現実の政治ないしは政治家にたいするイメージとが複合してあらわれよう。社会調査にかんする教科書では、このような設問は妥当でない質問法の例にあげられるが、ここでは、そのような複合的実体をそういうものとして把握しておこうというのであるから、その結果の読みも一義的であってはならない。

問20は統計の真実性とプライバシーを天秤にかけた設問であり、問21は統計調査員や統計職員の「回答にたいする守秘義務」についての国民の理解、そして問22は、回答票の統計目的以外への利用のおそれを、被調査者サイドから質したものである。その内容が統計法を頭に描いての発問であることはいうまでもない。したがって、問21の「2.なかには秘密を守っていない人もいる」や問22の「1.利用されていると思う」、「2.ことによると利用されて

いるかもしれない」は、政府の統計調査にたいする国民の心象の一表現でもあり、また、社会教育としての統計教育の不十分さの表現と理解することもできよう。

叙述の順序があとさきになったが、**問14**はそういう政府の統計調査にたいする国民心象のもとで、「一番ことわりにくい」調査員と「一番本当のことをいいやすい」調査員とを問うたものである。住民意識の都市型化、年齢、学歴、居住年数等の相異に応じて、調査員像がこととなるであろうことが想像される。**問15**も同種の設問である。

調査をことわる人や調査に非協力的な人たちにたいして、法律で答えることを強制する方がよいか、それとも、小・中学校のときから統計の大切さを教える方がよいかを問うたのが**問23**である。法律で強制するといっても、指定統計調査についての申告義務は、違反にたいする罰則条項をもふくめて、こんにちすでに統計法にその規定があるので、それ以上の厳しい規定を想定しての発問ではない。そうではなくして、統計法が公布されていることさえ、国民の大多数は知らないであろうことを前提に、現行統計法程度の規定による法的強制で調査への協力を求めることにたいする国民の心証を問うたものである。

**問23**が統計調査環境の改善にたいするいわば長期的対処とすれば、**問24**は当面の調査協力にたいする国民の気持をきいたものである。見方によれば、この両問は建て前をきく発問といえなくもないが、それはそれとして、一度は計数的に把握しておかなければならない事項だと思う。

われわれは、ここで国の統計調査にふだんは誰が答えているかを設問してみた。**問25**がそれである。

最後に、今回の調査にたいするサンプルの協力度を、各サンプルごとに調査員に記入させている。「1.非常に協力的だった。2.まあ協力的だった。3.あまり協力的でなかった。」の印象記載形式であるが、その結果は調査環境の直接経験的実態とみてよい。もちろん接触できなかったサンプルは議論の外においてのことであるが。

いうまでもなく、特定の調査法によって得られた結果（数値）にはその調査法を採用することによって生じる実相からのズレを伴う。以下の分析に用いられる調査結果の数値の中にも、世論調査という特殊な調査形式を用いたことによる実相からのズレや特定の質問文を用いたことによる実態からの歪みがあられ、われわれの経験的知見に符号しない場合もある。今後、様々の調査手法——質問文に関してだけでなく、調査法自身に関しても——を用いることによって、統計環境や統計的精神に関する実証研究が一層深められねばならない。